

本約款の適用

第1条

- 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は習慣によるものとします。
- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応ずることができません。

宿泊引受の拒絶

第2条 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受をお断りすることがあります。

- 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊されることができないとき。
- 宿泊しようとする者が泥酔等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき。
- 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
- 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの
- 青森県暴力団排除条例第13条の規定する場合に該当するとき。

氏名等の明告

第3条 当ホテルは宿泊日に先だつて宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申込み」という。)をお引受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- 宿泊者の氏名、性別、及び職業。
- その他当ホテルが必要と認めた事項。

宿泊料金の支払い

第4条

- 料金の支払いは、現金精算もしくはクレジットカードのみにて精算を行なっております。
 - クーポン、後日精算による取引きは行なっておりません。
- 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合の宿泊料金はご返金いたしません。

予約の解除

第5条

- 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、違約金申受け規定により、違約金を申受けます。
- 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊当日の午後11時になって到着しないときは、その宿泊予約は解除されたものとみなし処理することがあります。
- 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、飛行機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

当ホテルの契約解除権

第6条 当ホテルは、次の場合には宿泊予約契約を解除することができます。

- 第2条第3項から第8項までに該当することとなったとき。
- 第3条第1項の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの

- 青森県暴力団排除条例第13条の規定する場合に該当するとき。

宿泊の登録

第7条 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテル玄関帳場(フロント)において次の事項を登録して下さい。

- 第3条第1項の事項。
- 外国人にあつては、旅券番号、氏名、性別、国籍、日本上陸地及び上陸年月日。
- 到着日、出発日及び時刻。
- その他当ホテルが必要と認めた事項。

ご利用時間帯

第8条

- 宿泊者が、当ホテルをご利用になれるお時間は、午後3時より翌朝午前11時迄とします。
- 深夜の門限はございません。
- 朝食をご利用頂ける時間帯は午前7時から午前9時の間です。

チェックアウトタイム

第9条

- 宿泊者が、当ホテルの客室をおあけいただく時刻(チェックアウトタイム)は午前11時迄とします。
- 連泊のお客様に限って当日のお部屋のお掃除、及びタオル・シーツの交換が要らなければ、午前11時を越えられてもそのままご利用になれます。

利用規則の遵守

第10条 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

宿泊継続の拒絶

第11条

- 当ホテルは、お引受した宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。
- 第2条第3項から第8項までに該当することとなったとき。
- 前条での利用規則に従わないとき。

宿泊の責任

第12条

- 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルの玄関帳場(フロント)において宿泊の登録を行なった時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあげたときに終わります。
- 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。
 - この場合には客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。
- 当ホテルの責に帰さない事由又は不可抗力により、宿泊者に対して客室の提供が出来なくなった場合については前項の対象外として当ホテルはその責任を負いません。
- 宿泊者が当ホテルに提示した利用規則に従わない為に発生した事故に関しては当ホテルはその責任を負いません。
- 当ホテルでは貴重品ロッカーをご用意しておりますので、宿泊者自身で管理して下さい。万一紛失・盗難に対してホテルは責任を負いかねますのでご注意ください。
- 当ホテルでは係員が受け取ったメッセージ、メモ及びファックスがある場合、お客様メッセージボードにその旨を表示いたします。
 - 万一、お客様が掲示に気づかず情報が伝達できなかった、又は伝わるのが遅かった等のトラブルについては、その結果の如何に関わらず当ホテルでは一切の責任を負いません。

違約金申受け規定

宿泊当日に解除した場合、宿泊者一人につき宿泊第1日目の宿泊料金の全額(税金を含む)を申し受けます。解除の申込みがなく宿泊されなかった場合も同様といたします。